

## 店舗なども対象に 地域材を使った新築・リフォーム

問 森林課（市役所 4 階） ☎ 32-2078

地域材（岡山県産森林認証材\*）の積極的な利用を促進するため、要件を満たす建築物を新築またはリフォームする市内の建築施工業者などに補助金を交付しています。

### 地域材利用促進事業補助金

#### 主な要件

- ① 市内で新築またはリフォームする住宅・店舗などの民間非住宅
- ② 岡山県産森林認証材\*を1㎡以上使用
- ③ 市内建築施工業者などが施工 など

\* 第三者機関の認証（森林管理認証）を受けた森林から生産された製材品など

**補助金額** 認証材1㎡当たり8万円(上限50万円または80万円)

**申込方法** 窓口に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に記入し、必要書類を添えて提出する



**締め切り** 認証材が施工場所などに届く20日前



## お忘れなく 固定資産税 償却資産申告のお願い

問 課税課資産税土地・家屋係（市役所 2 階 4 番窓口） ☎ 32-2016

償却資産とは、所得税法や法人税法で、減価償却資産として固定資産台帳や減価償却明細書に計上している事業用の固定資産のことで（土地・家屋、自動車税の対象や無形減価償却資産などは除く）。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告が必要です。申告をしていないと、過去にさかのぼって課税されたり、延滞金がかかったりする場合があります。

### 実地調査にご協力ください

事務所などに順次、実地調査をしています。次の資料を用意するなど、ご協力をお願いします。

### 用意するもの

減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、賃借対照表、仕訳書、総勘定元帳、工事内訳書、リース資産契約書など

| 業種                | 主な償却資産                               |
|-------------------|--------------------------------------|
| 共通                | 外構工事、駐車場設備、看板、屋外給排水設備、ルームエアコンなど      |
| 不動産貸付、アパート、駐車場    | 自転車置き場、ごみ置き場、浄化槽、駐車装置、駐車料金自動計算装置など   |
| 売電事業              | 太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など               |
| 製造業、印刷業、倉庫業、卸売業   | 自家発電設備、製造設備、機械装置一式、機械の給排水設備など        |
| 建設、工事請負、建設機械等リース業 | 大型特殊自動車（パワーショベル、フォークリフトなど）、発電機、ランマなど |
| 店舗、小売販売、料理飲食業     | 陳列ケース、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど      |
| 理・美容、医科、歯科、クリーニング | 理美容椅子、医療機器一式、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機など      |

## 補助します 自動車急発進防止装置費用

問 環境生活課（市役所 1 階 1 番窓口） ☎ 32-2056

アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる交通事故を防止または被害を軽減するため、取付費用の一部を補助します。申請は、取り付け前に必要です。予算に達し次第、終了します。

**対象者** 市内に住む満65歳以上の人

**対象自動車** 使用する自家用車

**対象装置** オートマチック車に後付けする急発進防止装置

**補助金額** 取り付けに必要な費用の3分の2（上限10万円）

**申請方法** 窓口に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、提出する

**締め切り** 令和7年3月14日(金)



## 迷惑電話対策機能付き電話機の購入補助

問 環境生活課（市役所 1 階 1 番窓口） ☎ 32-2056

特殊詐欺被害を防ぐため、対策機能の付いた電話機の購入と設置する経費の一部を補助します。申請は、購入前に必要です。予算に達し次第、終了します。

**対象者** 市内に住む満65歳以上の人

**補助金額** 購入設置費用の2分の1（上限5,000円）

**申請方法** 窓口に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、提出する

**締め切り** 令和7年3月14日(金)



### 対象の電話機

- 次のすべてを満たすもの
- 登録外の番号からの着信に注意を促す機能がある
- 着信時に録音を行う旨の自動応答を行い、自動録音する機能がある
- 自宅に設置する
- 市内の店舗で購入する

## 津山市水道料金の適正水準についての答申

問 水道局経営企画室 ☎ 32-2110

津山市水道事業経営審議会では、水道事業を適正に進めるため、水道局の経営状況や更新計画を踏まえ審議を行い、水道料金の適正水準についてまとめた意見を2月9日、市長に回答（答申）しました。

答申の内容をしっかりと受け止め、今後の水道事業に取り組みます。なお、令和6年度の水道料金は据え置きます。ご理解、ご協力をお願いします。

### 答申の内容

**料金算定期間** 令和6年度～令和8年度の3年間

**水道料金** 増額改定（平均改定率10.62%）

※改定時期は、近年のエネルギー価格の高止まり、物価の影響を踏まえ市の判断に委ねる



▲平野委員長から答申を受け取る谷口市長（写真左）

### 水道事業経営審議会とは？

水道事業の方向性や経営について意見交換し、事業を適切に進めるために審議する場です。